

議 長 日程第3「議案第15号令和4年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第15号令和4年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算。令和4年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,220万8,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300万円と定める。

令和4年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 松田町国民健康保険診療所事業特別会計につきまして説明させていただきます。

現在、国民健康保険診療所は、月曜日、水曜日、木曜日が星野医師、火曜日が県立足柄上病院の医師による診療を行い、金曜日は休診となっております。予算では、金曜日の休診分等を考慮し、収入の診療収入及び歳出の医業費などの減額を見込んでおります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明させていただきます。282、283ページをお開きください。歳入でございます。款1、診療収入、項1、外来収入は、前年度比較840万円、14.5%の減となっております。

款2、使用料及び手数料、項2、手数料は、診断書の作成に係る文書手数料で、10件分を計上しております。

款3、繰入金、項1、目1、一般会計繰入金は、寄出張所職員が診療所事務を兼務しているため、特別会計において職員給与費を計上し、会計年度任用職員1名分の人件費50%を一般会計の寄出張所費で負担するものでございます。

款4、諸収入、項1、雑入の1、節1、オンライン資格確認導入補助金は、

令和3年度に入換えを行いましたレセプトシステムにオンライン資格確認ソフトを導入することに伴う国の補助制度を利用するものですが、国から直接ではなく、診療報酬支払基金からの入金となるため、雑入として収入するものでございます。

他の雑入につきましては、保険診療外となる薬を入れる容器代や、要介護認定の主治医意見書作成に伴う収入でございます。

項2、受託事業収入、目1、特定健康診査等受託料は、寄診療所で特定健康診査を受けた方1名につき、国保連合会や各保険組合から支払われるものです。10人分の受託料を見込んでございます。

次の284、285ページをお願いします。款5、項1、繰越金は、令和3年度からの繰越金1,000万円を見込んでおります。

次のページ、286、287ページをお願いします。歳出でございます。款1、総務費、項1、施設管理費、目1、一般管理費。診療所の管理運営費として、人件費や電気料などを計上しております。主なものといたしましては、節17、備品購入費では、歳入でも出ましたオンライン資格確認ソフトや滅菌機、心電計を計上してございます。

節18、負担金補助及び交付金の診療所電気等負担金は、電気料や警備委託料、床等清掃委託料などを一般会計の寄出張所費から支出しておりますので、その一部負担金として、面積案分等により診療所分として算出し、負担するものでございます。

次の医師派遣負担金では、県立足柄上病院から週1日、医師を派遣していただくための負担金50日分を計上しております。

2、会計年度任用職員給与費の節1、報酬に医師、看護師、レセプト事務員、受付事務員及び診療所兼出張所職員の計6名分を計上してございます。

次のページ、288、289ページをお願いします。目2、団体負担金は、医師会負担金などでございます。

款2、項1、医業費。減額の主な要因は、診療所の金曜日休診に伴う医薬品代の減少によるものでございます。

目1、医療用機械器具費ですが、診療に伴います感染性廃棄物処理委託料などを計上しております。

目2、医療用消耗品費は、注射器や注射針、包帯やガーゼ等の医薬品以外を計上してございます。

目3、医薬品衛生材料費は、医薬品代を計上してございます。

目4、病理検査費は、血液検査などの分析に係る委託料を計上してございます。

次のページ、290、291ページを御覧ください。款4、項1、目1、予備費は、歳入歳出の差額を計上してございます。

なお、292ページから295ページに給与明細書を掲載しております。後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第15号令和4年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。